

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年12月24日(2015.12.24)

【公開番号】特開2012-236017(P2012-236017A)

【公開日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-051

【出願番号】特願2012-103385(P2012-103385)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月4日(2015.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、前記有利状態に制御するか否かを、可変表示の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段と、

前記事前決定手段の決定結果にもとづいて、1段階から複数段階まで演出の態様が段階的に変化可能なステップアップ予告演出を複数種別の中から選択するとともに、該選択した種別の前記ステップアップ予告演出において演出の態様を変化させる段階数を選択する予告演出選択手段と、

該予告演出選択手段が選択した段階数の前記ステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段と、

リーチ成立前とリーチ成立後に実行可能な演出の態様を、通常演出態様とするか、該通常演出態様とは異なる特定のデザインを使用した特殊演出態様とするかを決定する演出態様決定手段とを備え、

前記複数種別のステップアップ予告演出は、リーチ成立前から予告演出の実行が開始され、リーチ成立後も演出の態様が所定段階数変化可能であり、

リーチ成立後に演出の態様が変化可能な前記所定段階数は、前記ステップアップ予告演出の種別に応じて異なる段階数であり、

前記演出態様決定手段は、前記事前決定手段により前記有利状態に制御すると決定されたか否かに応じて、リーチ成立前に実行される演出の態様を前記特殊演出態様とするか、リーチ成立後に実行される演出の態様を前記特殊演出態様とするかを決定することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能なパチンコ機やスロット機、パロット機などの遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(手段1) 本発明による遊技機は、可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態（例えば、大当たり遊技状態）に制御可能な遊技機であって、有利状態に制御するか否かを、可変表示の表示結果が導出表示される以前に決定する事前決定手段（例えば、CPU103によるステップS241を実行する部分）と、事前決定手段の決定結果にもとづいて、1段階から複数段階（例えば、第5段階）まで演出の態様が段階的に変化可能なステップアップ予告演出（図57、図58等参照）を複数種別の中から選択するとともに、該選択した種別のステップアップ予告演出において演出の態様を変化させる段階数を選択する予告演出選択手段（例えば、演出制御用CPU120によるステップS701～S707を実行する部分）と、該予告演出選択手段が選択した段階数のステップアップ予告演出を実行する予告演出実行手段（例えば、演出制御用CPU120によるステップS172を実行する部分）と、リーチ成立前とリーチ成立後に実行可能な演出の態様を、通常演出態様とするか、該通常演出態様とは異なる特定のデザインを使用した特殊演出態様とするかを決定する演出態様決定手段とを備え、複数種別のステップアップ予告演出は、リーチ成立前から予告演出の実行が開始され、リーチ成立後も演出の態様が所定段階数変化可能であり（図50、図51、図57、図58参照）、リーチ成立後に演出の態様が変化可能な所定段階数は、ステップアップ予告演出の種別に応じて異なる段階数であり（例えば、第1ステップアップ予告はリーチ成立後に第5ステップの演出のみ実行可能であり、第2ステップアップ予告はリーチ成立後に第4および第5ステップの演出を実行可能である）、演出態様決定手段は、事前決定手段により有利状態に制御すると決定されたか否かに応じて、リーチ成立前に実行される演出の態様を特殊演出態様とするか、リーチ成立後に実行される演出の態様を特殊演出態様とするかを決定することを特徴とする。そのような構成によれば、期待感を長期間持続させることができるとともに、ステップアップ予告演出の種別に注目させて遊技興趣のさらなる向上を図ることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(手段2) 手段1において、リーチ成立前とリーチ成立後に実行可能な演出の態様を、通常演出態様（例えば、図52に示すようなキャラクタの服が無地の柄の演出態様）とするか、該通常演出態様とは異なる特定のデザイン（例えば、桜柄）を使用した特殊演出態様（例えば、図52に示すようなキャラクタの服が桜柄の演出態様）とするかを決定する演出態様決定手段（例えば、演出制御用CPU120によるステップS511を実行する部分）を備え、該演出態様決定手段は、事前決定手段により有利状態に制御すると決定されたか否かに応じて、リーチ成立前に実行される演出の態様を特殊演出態様とするか、リーチ成立後に実行される演出の態様を特殊演出態様とするかを決定する（例えば、ステップアップ予告におけるリーチ成立前に実行されるステップの演出において桜柄演出を実行するか、リーチ成立後に実行されるステップの演出において桜柄演出を実行するかを決定する；図23の桜柄演出決定テーブル、図45のステップS753～S755参照）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、特定のデザインを用いた演出が実行されたときの遊技の進行状況に応じて有利状態に制御される割合を異ならせることができ、遊技者の期待感に抑揚をつけることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(手段3)手段1または手段2において、リーチ成立前とリーチ成立後に実行可能な演出の態様を、通常演出態様(例えば、図52に示すようなキャラクタの服が無地の柄の演出態様)とするか、該通常演出態様とは異なる特定のデザイン(例えば、桜柄)を使用した特殊演出態様(例えば、図52に示すようなキャラクタの服が桜柄の演出態様)とするかを決定する演出態様決定手段(例えば、演出制御用CPU120によるステップS511を実行する部分)と、所定の移行条件が成立したこと(例えば、時短状態の場合は非確変大当たりにもとづく大当たり遊技状態が終了したこと、確変状態の場合は確変大当たりにもとづく大当たり遊技状態が終了したこと)にもとづいて、通常状態であるときに比べて有利状態に制御されやすい特別状態(例えば、時短状態または確変状態)に制御する遊技状態制御手段(例えば、CPU103によるステップS302、S310、S324、S325を実行する部分)と、を備え、事前決定手段は、有利状態に制御するか否か(例えば、ステップS241)と所定の移行条件を成立させるか否か(例えば、ステップS244)を決定し、演出態様決定手段は、事前決定手段により所定の移行条件を成立させると決定されたか否かに応じて、リーチ成立前に実行される演出の態様を特殊演出態様とするか、リーチ成立後に実行される演出の態様を特殊演出態様とするかを決定する(例えば、事前決定手段の決定結果が「リーチハズレ」「非確変大当たり」「確変大当たり」かどうかに応じて、ステップアップ予告におけるリーチ成立前に実行されるステップの演出において桜柄演出を実行するか、リーチ成立後に実行されるステップの演出において桜柄演出を実行するかを決定する;図23の桜柄演出決定テーブル、図45のステップS753~S755参照)ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、特定のデザインを用いた演出が実行されたときの遊技の進行状況に応じて特別状態に制御される割合を異ならせることができ、さらに遊技者の期待感に抑揚をつけることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

(手段5)手段4において、演出態様決定手段は、事前決定手段により有利状態に制御すると決定されたか否かに応じて、リーチ成立後のいずれの段階の演出の態様を特殊演出態様とするかを決定する(例えば、ステップアップ予告におけるリーチ成立後に実行されるステップの演出において桜柄演出を実行するかを決定する;この場合、図23に示すテーブルにおいてリーチ成立後のステップである「su4」および「su5」にのみ乱数値を割り当てればよい)ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、リーチ成立後のいずれの段階で特殊演出態様が実行されるかについて注目させることができ、より一層遊技の興奮を向上させることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

(手段6)手段1から手段5のうちのいずれかにおいて、演出態様決定手段は、演出の態様を複数回特殊演出態様とすると決定可能であり(例えば、ステップアップ予告の第3ステップと第5ステップにて2回の桜柄演出を実行すると決定可能であり)、有利状態に制

御されない可変表示が実行される場合は、特殊演出態様の実行回数を所定回数（例えば、1回）以内に制限する実行回数制限手段（例えば、図23に示すように確変大当たりの場合以外は、第3ステップ及び第5ステップにて桜柄演出を実行しないように制限している構成；なお、非確変大当たりのときも第3ステップ及び第5ステップに乱数値を割り当てることにより大当たりとならない場合は桜柄演出を2回実行しないように制限することが可能である。）を備えていてもよい。そのような構成によれば、特殊演出態様に対する期待感を過度に煽りすぎないようにすることにより、特殊演出態様が実行されるか否かに対する期待を維持させることができ、遊技の興趣を向上させることができる。